

8 福薬発第 1 4 号
令和 8 年 4 月 1 6 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
会長 小田 真稔

**福岡県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業に係る FAQ の
福岡県ホームページへの掲載について**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、福岡県保健医療介護部より、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

標記支援事業について、令和 7 年 2 月 1 3 日付 7 福薬発第 3 1 1 号等にてお知らせしたところです。参考資料として、厚生労働省作成の「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業に関する Q & A (第 1 版)」が県ホームページへ掲載されていますが、県に対しこれまで問合せの多かった内容について、補足の FAQ が作成されました。県ホームページへも掲載されましたのでご確認ください。

つきましては、ご多忙とは存じますが、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

【福岡県ホームページ】

福岡県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援について

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/iryo-juujisyasyoguukaizentousokushinhi.html>

公印省略

8医指第194号
令和8年4月15日

公益社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県薬剤師会長
公益社団法人福岡県看護協会会長
公益社団法人福岡県訪問看護ステーション連絡協議会長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)
(薬務課)
(高齢者地域包括ケア推進課)

福岡県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業に係るFAQの福岡県ホームページへの掲載について

平素から、本県の保健医療介護行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、標記支援事業について、令和8年2月10日付7医指第3132号「令和7年度福岡県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援に係る福岡県ホームページへの掲載について」の通知以降、本事業に係る留意点等を含め、医療機関へお知らせをしていたところです。

本事業に係る参考資料として、厚生労働省作成の「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業に関するQ&A（第1版）」を県ホームページへ掲載していたところですが、ここに掲載している内容のほか、本県に対しこれまで問合せの多かった内容について、補足のFAQを作成しました。

本FAQにつきましても、県ホームページへの掲載を行いますので、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

【県ホームページ】

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/iryo-juujisyasyoguukaizentousokushinhi.html>

【担当】

福岡県保健医療介護部医療指導課医療指導係

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277

通番	質問	回答
Q1 (賃上げ・物価共通)	賃上げ支援事業、物価支援事業について、申請はいつ頃受付開始予定か。	賃上げ支援事業、物価支援事業共に申請受付は4月中～下旬頃で調整中です。
Q2 (賃上げ・物価共通)	申請の受付開始後は、県庁へ申請書を送付したら良いのか。	申請の受付・審査を行う事務局は県庁ではなく、民間事業者へ委託の上設置する予定としております。誤って県庁へ郵送しないようご注意ください。
Q3 (賃上げ・物価共通)	賃上げ支援事業の申請はせず、物価支援事業のみの申請を考えているが、可能か。	可能です。
Q4 (賃上げ・物価共通)	(有床診療所) 支援事業申請時に休床中の病床があるが(例:許可病床10床、休床5床)、どちらの病床数で申請すればよいか。	許可病床数(10床)での申請可能です。ただし、申請時点で病床廃止を予定している場合は、廃止予定病床数を差し引いた許可病床数で申請ください。
Q5 (賃上げ・物価共通)	病院の物価・賃上げ支援事業についてはどちらに問い合わせたらよいか。	病院の支援については、厚生労働省事業となります。申請書の記載方法については、厚生労働省が物価支援事務局コールセンターを設けていますので、そちらへご連絡ください。 050-3852-3283 平日 9:00～17:00 (12:00～13:00を除く。)
Q6 (賃上げ)	賃上げ支援事業について、申請後、更に実施報告書の提出が求められているが、証拠書類(貸金台帳の写し等)の添付は必要か。	厚生労働省作成Q&A 問21を参照ください。(原則、添付不要。) 【参考】厚生労働省Q&A 問21 ○執行事務の簡素化を図る観点から、申請時や実績報告時の証拠書類の添付は求めておりません。 ○ただし、貸金台帳等の帳簿等の証拠書類については、実績報告内容の確認等を行う際に必要に応じて提出又は提示を求めることがありますので、補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間は対象施設側で保管させるようにしてください。
Q7 (賃上げ)	賃上げ支援事業について、例えば無床診療所の1施設当たりの支援金は150,000円であるが、これは令和7年12月～令和8年5月の6か月間の賃金改善に全て充当しきってしまう必要があるのか。(残額があると申請できないのか)	令和7年12月～令和8年5月の6か月間の賃金改善に支給金を充当しきれなかった場合、充当しきれなかった金額は返還となります。(申請要件を満たしている場合、申請自体は可能ですが、返還手続きが発生します。) 例:無床診療所の場合、申請額は一律15万円です。6月以降、賃上げ支援事業は実施報告書の提出が必要ですが、その際、例えば12～3月までの4ヶ月分の一時金が8万円、4月、5月のベースアップ手当ての総額が各月2万円ずつ実施の上報告した場合、合計8万(12月～3月の一時金)+2万(4月ベア)+2万(5月ベア)=12万円を充てたということになりますので、残りの3万円が返還額となります。また、分配の方法についてはQ10のような、一時金にウェイトを寄せた支給(配分)も可能ですので、ご確認ください。
Q8 (賃上げ)	今回の補助金による賃金改善について、11月の賃金水準と比較して令和7年12月～令和8年5月の賃上げは〇%以上でないといけないという決まりはあるのか。	ありません。
Q9 (賃上げ)	申請要件である令和7年12月～令和8年5月の賃金改善について、令和8年3月末までに令和7年12月～令和8年3月までの4ヶ月間の賃金改善が間に合わなかったが、4月以降は一切この申請要件を満たすことはできなくなるのか。	賃金改善が間に合っていない令和7年12月～令和8年3月について、当該期間分の賃金改善として一時金や特別手当の対象従業員への支払は、6月までであれば本要件を満たすものと整理します。(4月、5月の各月のベースアップは別途行ってください。)
Q10 (賃上げ)	無床診療所で申請を予定しているが、賃上げの対象とする従業員が1人しかおらず、150,000円を令和7年12月～令和8年5月の6ヶ月で割ると、ひと月当たり25,000円となり、6月以降もこの金額を維持又は拡大していかなければならない。診療報酬改定を踏まえても維持又は拡大が難しいと考えているが、この場合申請しない方がよいか。	150,000円を必ず6ヶ月で使い切らなければならないという決まりは無いため、申請要件を満たしていれば、申請は可能です(ただし、残額は返還となります ※Q7関連)。 また、150,000円のうち、令和7年12月～令和8年3月までの4ヶ月分の一時金にウェイトを寄せ、4～5月の賃金水準の引き上げ額を現実的なものとする方法もございますので、ご検討ください。(例えば、6月以降、現実的に維持または拡大できる金額として賃上げを予め月10,000円を設定し、4～5月のベースアップは各月10,000円とし、残りの130,000円を令和7年12月～令和8年3月までの4ヶ月分の一時金として支給しても可 ※ただし、6月以降の賃上げにつながらない極端な配分はできません。)
Q11 (賃上げ)	賃上げ支援の対象者は要綱上「対象医療機関の開設者と労働契約を締結している者」とあるが、専従者として給与が支給されている者は本事業の対象としてよいか。	対象として構いません。 (※)専従者給与とは、個人事業主のもとで働く家族に対して支払われる給与
Q12 (賃上げ)	薬局で申請予定だが、管理薬剤師は本事業の対象になるか。	対象外です。
Q13 (賃上げ)	国実施要綱には「令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。」とあるが、令和7年4月の定期昇給の結果、12月の賃金水準が2.0%を上回っている場合、この運用を適用して良いか。	定期昇給分は除いた上で、3月と12月以降の賃金水準を比較して2%を超えている場合に、この運用は適用できます。
Q14 (賃上げ)	令和8年3月1日までにベースアップ評価料の届出を厚生局に行っていないが、申請できないのか。	以下の施設は令和8年3月1日までにベースアップ評価料の届出をしていなくても申請できます。 ①薬局(令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約して頂きます) ②医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業(医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く)を行う職員のみ診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーション(令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約して頂きます) ③令和8年2月に開設した施設で、2月中に給与実績が無い施設(この場合、ベースアップ評価料を届け出ることではできませんので、4月1日にベースアップ評価料を届け出た上で、その事実を証する書類を別途提出すれば要件を満たすものとして取り扱うことが可能) ④令和8年3月2日にベースアップ評価料の届出を行い、受理された施設